

教育カードローン「アシスト」(証書貸付)

2023年4月3日現在

1. 商品名	・教育カードローン『アシスト』(証書貸付) …しんきん保証基金
2. ご利用いただける方	・教育カードローン(当座貸越)のご利用者で証書貸付への切替を認められた者。
3. 学資ローン(証貸)への切替時期	・子弟の卒業予定月の3か月後の月末までとします。
4. ご利用期間	・3か月以上10年以内
5. ご利用金額	・次の(1)～(2)の合計額を限度とします。 (1) 教育カードローン(当座貸越)の残高 (2) 最終利息支払日以降に発生した利息
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率。変動金利型。
7. ご返済方法	・毎月元金均等返済、または毎月元利均等返済のいずれかとします。 ・ボーナス併用による返済も可能です。ただし、ご融資金額の50%以内です。
8. 事務手数料	・不要です。
9. 保証料	・ご融資利率に含まれます。
10. 保証人	・しんきん保証基金をご利用いただきますので、保証人は不要です。
11. 担保	・不要です。
12. その他	(1) ローンの詳細内容、またはご融資利率やご返済の試算については、窓口にお問合わせください。 (2) お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。しんきん保証基金の保証が受けられない等、結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 ：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部(9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-3742-0621)にお申し出ください。 紛争解決措置 ：東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。なお、上記の各弁護士会(東京三弁護士会)に直接申立ていただくことも可能です。また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一がございませう。ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。